

備北地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 将来の医療と介護の総合的な提供体制の確保に関する地域医療構想の実現に向けて、備北二次医療圏に医療法第30条の14第1項に規定する地域の関係者との協議の場として、備北地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 調整会議は、次の団体若しくは機関に属するもののうちから保健所長が任命する委員をもって構成する。

三次地区医師会、庄原市医師会、三次市歯科医師会、庄原市歯科医師会、三次薬剤師会、広島県看護協会、三次市社会福祉協議会、庄原市社会福祉協議会、市立三次中央病院、三次地区医療センター、総合病院庄原赤十字病院、庄原市立西城市民病院、医療法人社団増原会東城病院、三次病院、備北メディカルネットワーク、地対協地域包括ケア支援専門部会、広島県介護支援専門員協会、広島県老人福祉施設連盟三次ブロック、三次市、庄原市、備北地区消防組合消防本部、広島県保険者協議会、広島県北部保健所、広島県北部厚生環境事務所

- 2 調整会議に、会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 委員が会議に出席する場合は、備北地域保健対策協議会の旅費規程に準じて旅費を支給する。

(所掌事務)

第3条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域医療構想の策定段階における地域の関係者の意見のとりまとめに関すること。
- (2) 各医療機関が自主的に行う病床の機能分化・連携の進捗状況の共有及び構想区域単位での必要な調整に関すること。
- (3) 病床機能報告の内容と地域医療構想で推計した必要病床数を比較しての、優先して取り組むべき事項の協議及び地域医療介護総合確保基金の活用に関すること。
- (4) 在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関すること。
- (5) 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保に関すること。

(会議)

第4条 調整会議の会議は、会長が招集し、会長が主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、利害関係者等委員以外の者を出席させ、説明若しくは意見を聞くことができる。
- 3 会長は、必要であると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員（利害関係者等委員以外の者を含む。）のみで開催することができる。

(部会)

第5条 会長は、必要に応じて部会を設け、必要事項について協議することができる。

2 部会の構成員は、別に選任する。

(事務局)

第6条 調整会議の庶務を司る事務局は北部保健所厚生課に置く。ただし、事務局運営業務を備北地域保健対策協議会に委託することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。